# 永年勤続表彰細則

# 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	S58. 12. 01
1. 1	規程管理規程の改正準備対応	H21. 12. 01
1. 2	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01
2.0	条文外に記載された付与日数等を条文に盛り込んだ	H25. 02. 01
2. 1	勤続年数の対象外を明確化	H28. 07. 01
2. 2	育児・介護・子の看護等に関する細則の改正に伴い、本文の規程参照先を修正	H28. 11. 01
2. 3	勤続年数10年の表彰方法の見直し	H29. 09. 01

# 目 次

- 第 1条 目 的
- 第 2条 表 彰
- 第 3条 表彰式
- 第 4条 勤続期間の計算

## 永年勤続表彰細則

規程番号 1001-0106-00-細制定日 1983年12月 1日 改正日 2017年 9月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、就業規則第70条(3)に基づく永年勤続表彰について、その基準を定める。

#### (表彰)

第 2条 表彰は12月19日に在籍する10年、20年、30年勤続者に対して次の方法で行う。

勤続年数 表彰方法

10年 表彰状および記念品料10,000円

20年 表彰状、記念品料50,000円および特別休暇3日

30年 表彰状、記念品料200,000円および特別休暇5日

特別休暇は永年勤続表彰休暇と称し、12月19日に付与し、翌年11月30日を消滅日とする。

### (表彰式)

第 3条 表彰式は原則として創立記念日の12月19日に行う。

#### (勤続期間の計算)

- 第 4条 勤続期間の計算は、社員として採用された日(試雇期間を除く)から該当年の12月18日までを対象とする。ただし、翌年12月18日までの定年退職予定者については、その退職予定日までを対象とする。
  - 2 欠勤期間は勤続年数の対象とする。
  - 3 以下の休業、休職期間は勤続年数の対象としない。ただし、業務上の傷病による場合および会社が必要と認めた場合はこの限りでない。
    - ・育児休業、介護休業(育児・介護・子の看護等に関する細則第22条)
    - ・傷病休職、事故休職、特別休職、その他休職(就業規則第41条)